

体制省令に関する事項

【取扱品目・その他】

取扱品目	<input type="checkbox"/> 第1類医薬品 <input type="checkbox"/> 指定第2類医薬品 <input type="checkbox"/> 第2類医薬品 (指定第2類医薬品を除く) <input type="checkbox"/> 第3類医薬品	兼営事業 の種類	
------	---	-------------	--

【通常の営業時間】

一般用医薬品を配置販売する時間		左記時間内に薬剤師又は登録販売者は勤務している	<input type="checkbox"/>
第1類医薬品を配置販売する時間		左記時間内に薬剤師は勤務している	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 第1類医薬品の取扱はなし		/

* 茨城県一円で配置販売する営業時間

【通常の薬剤師及び登録販売者の勤務状況】

	兼営事業を含む勤務時間の総和	一般用医薬品を配置する勤務時間の総和	第1類医薬品を配置する勤務時間の総和
薬剤師 (人)	(a) 時間 (週当たり時間の総和)	(c) 時間 (週当たり時間の総和)	(e) 時間 (週当たり時間の総和)
登録販売者 (人)	(b) 時間 (週当たり時間の総和)	(d) 時間 (週当たり時間の総和)	/

* 各薬剤師及び登録販売者の勤務時間数は別紙のとおり

* 各欄は茨城県一円で週当たりの勤務時間の総和とする

専門家の勤務状態は適切か？

(上記勤務状況の表の数値を入れて式が満たされるか?)

一般用医薬品の配置体制の状況	$(c+d)/(a+b) \geq 1/2$	<input type="checkbox"/>
第1類医薬品の配置体制の状況 (第1類医薬品の取扱がある場合)	$e/(c+d) \geq 1/2$	<input type="checkbox"/>

【一般用医薬品の配置販売の適正な管理を確保するための必要な措置】

一般用医薬品の情報提供その他の一般用医薬品の配置販売の業務に係る適正な管理（以下「一般用医薬品の適正配置」という。）を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
従事者から配置販売業者への事故報告の体制が整備されている。	<input type="checkbox"/>
一般用医薬品の適正配置のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施の措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
一般用医薬品の適正配置のために必要となる情報の収集その他一般用医薬品の適正配置の確保を目的とした改善のための方策の実施の措置を講じている。	<input type="checkbox"/>

申請者

薬剤師又は登録販売者（配置販売業）

申請者氏名 _____

(資格者情報)

資格者の種類	管理者の該当	氏名	登録番号	登録年月日	週当たりの勤務時間
		住所			
薬剤師					
		合計			
登録販売者					
		合計			

(研修中の登録販売者)

氏名	住所	登録番号	登録年月日	週当たりの勤務時間